



“脱法ハーブ”について

ハーブと聞くと、スパイスやお茶、アロマなどを思い浮かべ、生活に安らぎを与えてくれる健康的なものというイメージを持ちますが、最近はそうではないものが社会的な問題となっています。若者を中心に、幻覚や興奮を引き起こす作用のある薬物を含んだ“脱法ハーブ”的乱用が広がっています。“脱法ハーブ”は、薬事法で禁止されている指定薬物の成分構造を一部だけ変えて合法性を主張し販売されるため、取り締まりが追いつかない状況にあります。吸引を目的に販売した場合は薬事法違反となります。多くの店舗は吸引目的で販売していないことを建前にしており、即座に取り締まることが難しいという課題もあります。つまり、法の網を脱した怪しい“ハーブ”が観賞用やお香等と称して身近で販売され、容易に手に入る状況となっているのが現状です。

現在、市場に流通している“脱法ハーブ”には厚生労働省が成分分析をおこなう前の新物質が使用されている事が多く、インターネットオークションなどでも堂々と販売されているものがあります。新物質は法律で規制された指定薬物ではないため摘発出来ないので。海外では類似物質を含めた包括規制が行われましたが、法逃れの為に化学式に改変を加えた合法な新物質を使った“脱法ハーブ”が販売されるようになり、包括規制によっても規制出来ない事実が明るみになっています。

厚生科学審議会医薬品等制度改革検討部会が取りまとめた報告書には、指定薬物を含む違法ドラッグや違法ハーブの監視・指導、取締体制の強化に向け、麻薬取締官の職務範囲に指定薬物の取り締まりを行うための規定を新設することが盛り込まれています。また、薬事法改正案の提出は今通常国会で検討されることになっており、監視体制がさらに強化される仕組みの構築を期待したいものです。

健全なハーブ愛好家にとって、このような状況は大変迷惑な社会現象であり、ニュースではどんなハーブが“脱法ハーブ”になるかは明確に示していません。公開すればどのハーブが“脱法ハーブ”であるかを一般に教えることになるからだといわれています

最近、“脱法ハーブ”を吸引した人物が、病院に搬送されたり、死亡した事例がいくつか報告されていることは、因果関係は不明であるにしろ社会を不安にする要因となっています。町のドラッグストアで販売されているサプリメントや健康食品の中にも、「ハーブダイエット」「リラックスハーブ」等と称して、いわゆる“脱法ハーブ”が出回っている場合もあり、安易に手に入る危険な“脱法ハーブ”には十分注意していただきたいと思います。

さがみ野中央病院 薬剤科 神谷 昌子

